

2023年5月26日

『短期大学基準』及びその解説』等の改定案に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
基準委員会
委員長 圓 月 勝 博

本協会の『短期大学基準』及びその解説』及びそれに基づく「評価項目」に対して、正会員短期大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下のとおり公表いたします。なお、意見提出フォームの問題等によって発生した誤字・脱字に限り、一部を補正しています。その場合は〔 〕で括弧で示しています。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	2023年2月15日（水）～同年3月31日（金）
3	意 見 提 出 者 数	4短期大学・団体及び1個人
4	内容別にみた意見件数	19件
5	意見の受け取り方法	専用の意見提出フォーム又はメール

「『短期大学基準』及びその解説」等の改定案に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）> 全体</p> <p><意見> いただいた大学基準の改定内容を拝見しましたが、改定の方向性に特に違和感はございません。</p> <p>内部保証システムの確立、3つのポリシーに基づく教育活動の実施、学修者本位の教育、国際的要請への配慮など、どれも重要な課題だと存じます。</p>	—	<p>このたびの改定の方向性にご理解をくださりありがとうございます。様々な方から頂いた他の意見も踏まえながら、基準及び評価項目の最終的な調整をしてみたいと考えます。</p>
2	<p><基準（大項目）> 全体</p> <p><意見> 「評価項目」が減った分、一つの「評価項目」に属する「評価の視点」が増えていることについて、評価者側における変更に至った考え方がないし理由お聞かせ下さい。</p>	修正なし。	<p>単に制度・取り組みの有無だけでなく、むしろその実施過程や実施結果を含めて評価すべきことは、自己点検・評価も認証評価も同様です。こうした観点も踏まえ改めてポイントを整理し、また新たな要素なども加えて設定したのがこのたびの「評価の視点」です。単純に現状の「評価の視点」が修正されて移行されたものではないので、視点数を単純に比較</p>

『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>することはできないことをご了解ください。</p>
3	<p><基準（大項目）> 基準1 理念・目的</p> <p><意見> 評価項目②「短期大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。」について短期大学の理念・目的と、それを達成するための中・長期の計画は目的・手段の関係にあります。短期大学の設立の理念や建学の精神に則り一定程度の恒常性・普遍性を有する短期大学の理念・目的と社会の状況や時代の要請に応じて柔軟な変化・修正が求められる手段としての中・長期の計画を同じ基準の中で評価してよろしいのでしょうか。むしろ、基準10「短期大学運営・財務」の中の（2）財務の評価項目①「教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること」を含む評価項目としての設定が望ましいかと考えます。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>理念・目的は、短期大学の根幹をなすものとして一定の恒常性を有していると一般に考えられます。そのため、これを短期大学としての活動に落とし込むための中・長期の計画等が重要であり、この両者の密接性に鑑みて、基準1においては中・長期の計画等にも言及しています。一方、基準10(2)は、短期大学の財務のあり方を規定したものであり、中・長期の計画と密接な関係はあるもののその関係性は財務に関わる限定的なものと言えます。以上の理由から原案のままとします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
4	<p><基準（大項目）> 基準 2 内部質保証</p> <p><意見> 短期大学基準で内部質保証が定義されていますが、そのなかで「大学自らの責任で説明し証明していく」という表現に違和感があります。「短期大学自らの責任で説明し証明していく」が自然であるように思われます。</p>	<p>短期大学基準において、 「…によって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく…」 とあるものを、 「…によって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを短期大学自らの責任で説明し証明していく…」 と修正します。</p>	<p>現行基準にもあるこの箇所は、4年制・6年制であろうと、2年制・3年制であろうと、学位を授与する教育機関であるからには求められる原則を記述しており、そのために総称的に「大学」としておりました。この趣旨を変更するものではありませんが、理解を容易にする観点から文言を改めます。</p>
5	<p><基準（大項目）> 基準 2 内部質保証</p> <p><意見> 報告書作成の際の疑問が浮かびました。基準2の内部質保証の範囲（報告書で書くこと）は、教育と学習が中心ですね。それはOKなのですが、他の基準（例えば、9 社会連携・社会貢献）については、ここで記載する必要がありますか？</p>	—	<p>基準の修正を求めるご意見ではなく、基準の解釈を巡るご意見だと理解いたします。</p> <p>基準2は、内部質保証に関わる制度や機能を総論的に扱うものです。そもそも内部質保証とは様々な要素からなるものであり、各短期大学が内部質保証をどのように位置づけて取り組んでいくかによって異なってきます。したがって、基準9 社会連携・社会貢献に関わる取り組みが教育や研究と密接に関わるなど、内部質保証において欠くことのでき</p>

『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			ない一部とされる時は、当然に基準2でも視野におさめる必要があります。
6	<p>＜基準（大項目）＞ 基準3 教育研究組織</p> <p>＜意見＞ 「基準3 教育研究組織」と「基準6 教員・教員組織」が独立した基準となっていることに少々違和感があります。改正後の短期大学設置基準においても、教員・教員組織は職員と共に教育研究組織の一部として位置付けられています。基準として統合するか、教員の短期大学での教育・研究上の重要性に鑑みて独立させるのであれば、基準として連続する位置関係に配置する方が、違和感が無いかと思われます。</p>	修正なし。	<p>「基準3 教育研究組織」は短期大学の活動の基礎となる組織の設置について記述しています。これは学校教育法第85条にいう「教育研究上の基本となる組織」に相当する意味でもあり、短期大学設置基準にいう、「教育研究実施組織」とは異なります。また、機関別認証評価の法定評価事項も、「教育研究上の基本となる組織」と「教育研究実施組織等」とは別になっています。こうしたことから、当該箇所は原案のままとします。</p>
7	<p>＜基準（大項目）＞ 基準4 教育・学習</p> <p>＜意見＞ 評価項目③で、教育方法の例として、ICTが挙げられています。それはOKですが、近年の大学教育の動向を踏まえ、PBLやサービスラーニングのようなアクティブ・ラーニングなども例示してよ</p>	修正なし。	<p>評価項目③で「ICT」は、「ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、…」という形で「評価の視点」のなかで言及されます。これは、教育方法としてICTを例示したというよりも、遠隔授業という特殊性に鑑みて特有の留</p>

『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>いと思いました。</p>		<p>意点として挙げられたものです。 遠隔授業の留意点というだけでなく、ご意見のように広く教育方法としてICTを例示することも考え得るところです。しかし、教育方法に関しては、授業内容や学生に期待する学習成果等によって異なることを考えると、全ての短期大学に違和感のないかたちで例を挙げるのが難しいと思料されます。そのため、原案のままとします。</p>
8	<p><基準（大項目）> 基準4 教育・学習</p> <p><意見> 基準4「教育・学習について」（『短期大学基準の解説』p. 7、4行目）「学生が社会において能力を発揮していけるよう、教育を組織的かつ効果的に構築・展開する必要がある。」と書かれていますが、短期大学卒業後の学生の進路が多様化している実態に合わせて、「社会」に限定するのではなく「卒業後のキャリア」としてはどうかと考えます。</p>	修正なし。	卒業後の進路は必ずしも同じでないことをご意見のとおりだと理解しております。そのため原案は「学生が社会において能力を発揮していけるよう…」とし、社会に生きる存在としての様々な活躍、そして能力の継続的な開発等を意味できるように配慮しました。
9	<p><基準（大項目）> 基準4 教育・学習</p>	修正なし。	当該箇所にある「実践的な能力」は、ご指摘のように専門職短

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見> 基準 4「教育・学習について」（「短期大学基準の解説」 p. 7、下から 1 4 行目）「このほか短期大学は、既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定を適切に行わなければならない。」の箇所で、「実践的な能力」という言葉が気になります。この言葉は入学前の既修得単位の認定に関しては「専門職短期大学設置基準」（第 2 3 条）に出てきますが、「短期大学設置基準」（第 1 6 条）では用いられていません。後者では、「当該職業に必要な能力」という表現になっていることから、こちらの方がより適切なのではないかと考えます。「実践的な能力」が短期大学の専門職学科を念頭に置いているのであれば、その旨を明記してはどうでしょうか。</p>		<p>短期大学設置基準に言われる「当該職業を担うための実践的な能力」に相当するものでもあります。短期大学設置基準にある「当該職業に必要な能力」をも意味上含むものです。両設置基準にある文言をそのまま併記することも考えられますが、本協会の基準として必ずしも誤解を招く表現ではないと思料されるので、原案のままとします。</p>
10	<p><基準（大項目）> 基準 4 教育・学習</p> <p><意見> 基準 4「教育・学習について」（「短期大学基準の解説」 p. 7、下から 1 2 行目）「短期大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。また、短期大学は、あらかじめそのための指標や方法を設定する必要がある。」とあるが、「評価する指標や方法」について、「評価の視点（参考資料）」の「点検・評価項目」や「評価の視点」においてより具体的なものを提示してもらいたい。</p>	修正なし。	<p>ご意見の中でも引用されているように、短期大学基準が求めていることは、「学位授与方針に示した…学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価すること」であり、各短期大学がどのような学習成果を学生に期待し、その達成度をどう把握しようとするかをまず検討することが重要です。「評価する指標や方法」はこれに応じて決まってくるものであり、したがって「評価の視点」</p>

『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>で例示することで、短期大学基準の述べる短期大学の自主性を損ねてしまう懸念や、基準の趣旨と異なって方法の是非等の議論に矮小化する懸念などもございます。そのために例示は見送っておりますが、基準や評価項目といったかたちではない方法、機会も活用し、本協会は各短期大学の支援になるような取り組みをしたいと考えます。</p>
11	<p>＜基準（大項目）＞ 基準4 教育・学習</p> <p>＜意見＞ 5行目に、「また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め・・・」とありますが、教育課程の編成・実施方針はあくまで方針となりますので、そこまで細かな内容を含んだ概念として設定されていることに、少々違和感を覚えます。</p>	修正なし。	<p>教育課程の編成・実施方針は、教育課程をどのように編成し、そして教育を行っていくかについて基本的な考え方を明らかにするものであり、その必要性からは、基準に示した「教育課程の体系」といった細目は重要なものだと思います。3つの方針に関し中央教育審議会が示したガイドラインに照らしてもそのように判断されますので、原案のままとします。</p>
12	＜基準（大項目）＞	修正なし。	教育課程の編成においては、な

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>基準4 教育・学習</p> <p>＜意見＞ 評価項目②「学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること」について「学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい教育課程編成・実施の方針を適切に定め、その方針に従った授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること、とする方が、以下に続く＜評価の視点＞学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成しているか、とのつながりが良くなるかと思えます。現状のままですと、上位レベルの評価項目で「授業科目の開設」を評価し、下位レベルの評価の観点で「授業科目の開設」の元となる方針に沿った教育課程の編成を評価することとなります。このような評価項目と評価の観点のレベル感の逆転を防止するためにも、評価項目に方針を含むことが妥当と考えます。</p>		<p>によりも学生に期待する学習成果との関係づけが十分で、その達成を保証するものになっているかが問われるべきであると思料します。その限りで教育課程の編成・実施方針を定め、それに沿って課程を編成することは重要であり、評価項目①が方針等を扱っているのはそのためです。ただし、評価項目②において、方針適合性が教育課程の本質ではなく、いま述べた目的との関係がより基本であるとの趣旨のもと、評価項目からでは方針に言及していません。</p> <p>なお、評価項目で言及のある「授業科目」が「評価の視点」にないことに疑問を持つ方も多いため、明確性を高める観点から「評価の視点」を修正することとします。</p>
13	<p>＜基準（大項目）＞ 基準5 学生の受け入れ</p>	<p>短期大学基準において、 「さらに、志願者の利益に資するよう、インターネット等を通じて広</p>	<p>「転部・転科」であれ、その学部・学科にとって、新たに学生を受け入れることを意味します。ま</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>【8頁 上から4行目】「転科など」は、受け入れ後の問題であって、受け入れそれ自体の問題ではないように思われます。</p> <p>【8頁 上から6行目】受け入れにあたって「志願者の利益に資する」ものとして、経済的利益や特別な配慮だけを取り上げることにやや偏りを感じます。情報を提供するのであれば、入試や教育の在り方、進路なども志願者にとっての利益になる情報であろうかと思えます。実際に、Web サイトや入学案内では、こうした情報を広く提供しています。</p>	<p>く授業料その他の費用や経済的支援に関し、<u>分かりやすく情報提供する</u>とともに、…」</p> <p>とあるものを、</p> <p>「さらに、志願者の利益に資するよう、授業料その他の費用や経済的支援を<u>はじめとした情報をインターネット等によって提供する</u>とともに、」</p> <p>と修正します。</p>	<p>た、一般的な学生の受け入れと同様に、試験や手続等を経るものと思料します。これらのことから、学生の受け入れの部分で言及する原案どおりが適当だと判断します。</p> <p>入学志願者に対する情報提供に関し、授業料等の費用や経済的支援を特に取り上げているのは、2019年に大学院設置基準が改正され当該事項が法規定となったことを例として、その重要性がとりわけ認識されるようになったためです。もっとも、ご指摘のようにその他の情報も入学志願者に正確に伝える必要があるので、正しい理解につながるように文言を改めます。</p> <p>なお、「特別な配慮」を必要とする志願者に適切に対応することは、適切な修学機会の保障という観点から重要であるとの判断から、特に文言化しています。</p>
14	<基準（大項目）>	修正なし。	「短期大学基準」では、教員の

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>基準6 教員・教員組織</p> <p><意見> 【8頁 下から8行目】配慮すべき多様性について「性別等」の「等」に含まれていると言えればそれまでですが、随所で「グローバル」という表現を用いるのであれば、年齢、性別とならび「人種」（表現としてよいかどうか分かりませんが）、「国籍」も留意の対象になるでしょうし、実務家教員などを想定して「社会的経験（職業経験）」にも配慮した教員組織の編成も重要なのではないのでしょうか。多様性といいつつ、その範囲が狭すぎて、多様とはいえないように思います。</p>		<p>募集・採用について「広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ることが必要である」としてあります。またそれに引き続く箇所で、人格や教育研究指導上の能力以外にも「教育業績」、「研究業績」、「関連分野における実務経験」、「学界や社会における活動実績」等に留意した人事の必要性を述べています。このように、基準は、国籍はもとより学歴、職歴等において多様な教員人事の可能性にも開かれたものと言え、ご指摘の懸念は生じないものと思料されます。</p>
15	<p><基準（大項目）> 基準6 教員・教員組織</p> <p><意見> 「基準3 教育研究組織」と「基準6 教員・教員組織」が独立した基準となっていることに少々違和感があります。改正後の短期大学設置基準においても、教員・教員組織は職員と共に教育研究組織の一部として位置付けられています。基準として統合するか、教員の短期大学での教育・研究上の重要性に鑑みて独立させるのであ</p>	修正なし。	<p>「基準3 教育研究組織」は短期大学の活動の基礎となる組織の設置について記述しています。これは学校教育法第85条にいう「教育研究上の基本となる組織」に相当する意味でもあり、短期大学設置基準にいう、「教育研究実施組織」とは異なります。また、機関別認証評価の法定評価事項</p>

『短期大学基準』及びその解説』等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>れば、基準として連続する位置関係に配置する方が、違和感が無いかと思われます。</p>		<p>も、「教育研究上の基本となる組織」と「教育研究実施組織等」とは別になっています。こうしたことから、当該箇所は原案のままとします。</p>
16	<p><基準（大項目）> 基準6 教員・教員組織</p> <p><意見> 18行目（第3パラグラフ）には、教員のFDの必要性が示されていますが、改正された短期大学設置基準によれば、教職員の研修は一体的に行うものとされており（第22条の2）、教員のみを対象としたFDを前提とする書き方には、少々違和感があります。この点、〔基準〕10「短期大学運営・財務」については、「このほか、組織的なスタッフ・ディベロップメント（活動）を行うことで、短期大学は教員及び職員の短期大学運営に必要な資質の向上を図っていく必要がある。」と記載し、教員と職員双方を対象としたSDを前提としていることとも整合が取れない形となっています。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご指摘のあった短期大学基準の箇所については、まず「教育の充実と学生の学習成果の向上につなげる」という目的のために、教員の教育能力の向上や教育課程の改善等に取り組むべきことを述べています。また、研究その他の諸活動についても能力形成の必要性を説いています。これは、教育・研究等に携わる者として、教員に特に重要となることです。そのため基準の後の部分にある「大学運営に必要な資質の向上」として一括することは適当でないことから、原案のままとします。</p>
17	<p><基準（大項目）> 基準9 社会連携・社会貢献</p>	<p>短期大学基準において、 <u>「また、今日の社会的課題の質的・空間的な性質、人的・物的な移</u></p>	<p>文意がより明確に伝わるように修正します。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見> 基準9「社会連携・社会貢献について」（「短期大学基準の解説」p. 10, 下から6行目）「また、今日の社会的課題の質的・空間的な性質」の意味がわかりづらいように思います。別の表現に書き換えることはできませんか。</p>	<p><u>動の可能性、デジタル技術の発展等</u>は、大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることを必要としている。」 とあるものを、 「また、<u>人や物のつながりだけでなく、社会的な課題の多くも一国内にとどまるものでなくなりつつある今日、短期</u>大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることが必要となっている。」 と修正します。</p>	<p>なお、この部分については大学基準に対して別な意見もありました。当該意見も踏まえながら全体としてより適切な表現となるようにします。</p>
18	<p><基準（大項目）> 基準9 社会連携・社会貢献</p> <p><意見> 【10頁, 下から6行目】グローバル化を説明するうえで「今日の社会的課題の質的・空間的な性質、人的・物的な移動の可能性」はその意味が十分に伝わる表現とはいえません。おそらく社会的課題の地理的な拡大を指しているのですが、余計なキーワードが並びすぎていて、逆に視点がぼやけてしまうように思われます。また、ここで「デジタル技術の発展等」を持ち出すのも、おそらくインターネットの普及などにより、世界的空間が狭まっているということを指しているのですが、しかしグローバル化の本質とはずれた要因のように思われます。</p>	<p><u>動の可能性、デジタル技術の発展等</u>は、大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることを必要としている。」 とあるものを、 「また、<u>人や物のつながりだけでなく、社会的な課題の多くも一国内にとどまるものでなくなりつつある今日、短期</u>大学の教育研究活動をグローバルな視野で考えることが必要となっている。」 と修正します。</p>	
19	<p><基準（大項目）> 基準9 社会連携・社会貢献</p> <p><意見> 基準9「社会連携・社会貢献について」（「短期大学基準の解説」p. 10, 下から2行目）「地域社会に様々な国際交流の機会に努</p>	<p>短期大学基準において、 「…地域社会に様々な国際交流の機会に努める<u>等</u>が期待される。」 とあるものを、 「…地域社会に様々な国際交流</p>	<p>読みやすさの観点から表現を修正します。</p>

『短期大学基準』及びその解説」等に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>める等が期待される。」も読みづらいように感じます。例えば、「地域社会への様々な国際交流の機会の提供に努めること等が期待される。」と書き換えることが考えられると思います。</p>	<p>の機会の提供に努める<u>こと等</u>が期待される。」 と修正します。</p>	

以上